平成２４年（フ）第１８１号
兵庫県伊丹市奥畑１丁目142番地２ファミーユ奥畑203号、前住所兵庫県伊丹市寺本３丁目９番地の６
債務者　釣井恵美子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第３６５号
兵庫県尼崎市浜田町４丁目25番地の９
債務者　古川　恵子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９号
兵庫県たつの市新宮町仙正146番地
債務者　桂　　康子（旧姓井上）
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３３１号
北九州市小倉南区津田３丁目13番11号
債務者　大迫志津子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３４５号
北九州市八幡西区幸神１丁目７番36―401号
債務者　前原　直子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３６９号
北九州市小倉北区今町１丁目２番８―301号
債務者　境　　静江
1　決定年月日時　平成24年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第３９５号
北九州市八幡西区西折尾町19番20号　319号
債務者　上須　幸治
1　決定年月日時　平成24年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１３８号
盛岡市境田町８番15号　リジェール中嶋２号
債務者　山崎　　悟
1　決定年月日時　平成24年７月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第３８８号
名古屋市中川区打出１丁目120番地、住民票上の住所名古屋市中川区東中島町５丁目140番地
債務者　坂本　信子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４５５号
名古屋市瑞穂区萩山町３丁目26番地の１　萩山シティハウス207号
債務者　尾﨑八寿子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第５５０号
愛知県知多郡美浜町大字上野間字里屋敷35番地
債務者　谷川　廣子
1　決定年月日時　平成24年７月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４６６号
神戸市垂水区星が丘１丁目４番11号
債務者　古井　　銓
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４７４号
神戸市北区緑町４丁目５番11―58号
債務者　ケント・カンパニーこと田中宏記こと
王　　弘基
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５１８号
神戸市兵庫区大開通９丁目２番14―702号
債務者　有本　輝明
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５２７号
神戸市中央区北野町４丁目９番12号　サンビルダー北野異人館103号
債務者　石垣美枝こと　文　　美枝
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４６号
神戸市北区鈴蘭台西町２丁目６番13号　ベルハイツＡ棟102号
債務者　芋野美代子
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５５２号
神戸市兵庫区荒田町３丁目78番８号、従前の住所神戸市兵庫区西上橘通１丁目４番３―206号
債務者　児玉こと　兒玉　晴美
1　決定年月日時　平成24年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部